

8月は人権強調月間～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～

障害者基本法改正と「社会的障壁」

松波めぐみ



まつなみ めぐみ
京都精華大学非常勤講師、公益財団法人世界人権問題研究センター研究第5部 専任研究員

8月は人権強調月間です。人権とは、人が幸せに生きていくために生ま

障害者に関わる法律の「憲法」ともいえる「障害者基本法」が、2011年7月に改正されました。

「障害」とは？
基本法には個々の事例について、「何が差別か否か」を決める規定はなく、それは現在審議中の「障害者差別禁止法」(仮称)に含まれるでしょう。



車イスで、ツインバスケットチーム「京都サンクローズ」の選手と試合を楽しむ男山中学校生

「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業」開始

8月1日から、小児慢性特定疾患医療券の交付を受けている人に、電気式たん吸引器や特殊寝台等の日常生活用具の給付を開始します。

第16回八幡市小・中学生人権啓発ポスターコンクールの作品を募集!

人権強調月間に合わせた取り組みとして、『人権』をテーマにしたポスターを募集します。



昨年の市長賞の岩崎楓さんの作品

「知的障害者」盲導犬と喫茶店に入ろうとしたら、断られた。(視覚障害者)
職員とか警察官が、一部でも手話ができるようになってほしい。何度も困った。(聴覚障害者)

「社会的障壁」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

「ともに学ぶ(生きる)こと」
先の事例をふりかえってみましょう。障害者と同じ市民と認めず、居酒屋で楽しむという「大人であれば普通のこと」に冷たい視線が注がれること。「家族に障害者がいること」が差別や忌避の対象になってしま

「社会的障壁」撤去と、
基本法改正のもう一つのポイントが、障害のある子どもとならぬ子どもが「分け隔てられることなく」、身近な地域の中で「ともに」学ぶ教育(インクルーシブ教育)の推進が書かれていることです。

障害者を排除してきた慣習や価値観、制度などが原因であり、「社会的障壁」といえます。個人でなく社会に、「この障壁を「克服」(撤去)していく責任があるのです。